

# TACTNEWS

No.336

## 「定期同額」「事前確定届出」「利益連動」役員給与の取扱い

平成18年度の法人税改正において、役員給与に関する税制の大幅な変更が行われました。そこで今回は、役員給与に係る法人税の改正点のうち、「定期同額給与」「事前確定届出給与」「非同族会社の利益連動給与」について、現在判明している取扱いを解説します。

### 1. 改正が行われた理由

会社法において、役員賞与と役員報酬が一体化されました。そこで、法人税においても、平成18年4月1日以降開始事業年度より、役員報酬と役員賞与という区別を無くしたうえで、役員給与について損金算入される範囲を新たに規定されました。

### 2. 損金算入される役員給与(退職給与等を除く)

#### (1) 定期同額給与

##### ①対象となる役員給与

これには、従来の役員報酬と同様に、支給時期が1ヶ月以下の一定の期間ごとであり、かつ事業年度内の各支給時期における支給額が同額である給与が該当します。なお、非常勤役員に年に数回、給与を支給する場合は、支給時期が1ヶ月超となるため、この規定の適用対象外となります。この役員給与の損金算入には、次の(2)に規定する届出等が必要となります。

##### ②定期同額給与として認められる場合

役員給与を定時株主総会において改定するなど事業年度開始より3ヶ月以内に改定する場合で、改定前の各支給時期の支給額が同額である役員給与と、改定後の各支給時期の支給額が同額である役員給与については、それぞれ定期同額給与として認められます。

また、経営状態の悪化等により役員給与を減額する場合においては、役員給与の減額が事業年度開始より3ヶ月経過後であっても、特例として改定前の各支給時期の支給額が同額である役員給与と、改定後の各支給時期の支給額が同額である役員給与につき、それぞれ定期同額給与として認められます。

#### (2) 事前確定届出給与

##### ①対象となる役員給与

これには、株主総会等の決議等により、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与

で、所轄税務署長に支給時期や支給額等を記載した「事前確定届出給与の届出」を提出している等の要件を満たすものが該当します。この届出書に記載した支給額と実際の支給額が異なる場合は、確定額を支給していないことから、支給額全額が損金不算入となります。

なお、事前届出をしている支給時期や支給額等に変更がなければ、改めて届出を行う必要はない模様です。

##### ②「事前確定届出給与の届出」の提出期限

「事前確定届出給与の届出」の提出期限は、役員がその給与に係る職務執行開始日と、その事業年度開始日の属する会計期間開始日から3ヶ月を経過する日とのいずれか早い日までとされています。

なお、平成18年4月1日以後最初に開始する事業年度については、「いずれか早い日」が平成18年6月30日以前の日となる場合は、提出期限が平成18年6月30日とされます。ただし、この場合であっても給与に係る職務執行開始日までに、株主総会等で「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」が規定されていることが必要です。

例えば、平成17年4月から平成18年3月までの事業年度に係る役員給与が平成18年6月に支給される場合は、平成17年4月以前の株主総会等で「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」がなされている必要があります。

#### (3) 非同族会社の利益連動給与

これには、同族会社でない法人が、取締役等の業務執行役員に支給する給与で、次の要件を満たすものが該当します。

- ①利益に関する指標を基礎として算定されること
- ②その算定方法が、株主総会の決議、報酬諮問委員会での決定等の適正な手続を経ていること
- ③有価証券報告書への記載等によりその内容が開示されていること
- ④その他の一定の要件を満たすこと

#### (4) 過大役員給与等の損金不算入

上記(1)～(3)に該当する役員給与であっても、不相当に高額な部分の金額や、事実を隠ぺいし又は仮装して経理することにより支給するものは、改正前と同様に、損金不算入となります。

(担当：山崎 信義)